

武蔵野市移動支援事業実施基準

平成19年4月1日～平成20年3月31日

利用対象者

市内に住所を有し、次に掲げる障害のある方で一人では外出が困難な方。
申請により移動支援の支給決定を受け、地域生活支援事業受給者証(紫色)が交付されている方。

知的障害者：愛の手帳所持者

知的障害児：小学1年生以上の障害児で、愛の手帳を所持する児童

視覚障害者：視覚障害の身体障害者手帳所持者

精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者

報酬単価

移動支援(身体介護あり)：30分あたり1,400円 時間帯加算なし

移動支援(身体介護なし)：30分あたり800円 時間帯加算なし

開始時加算：1回の利用につき最初の30分に500円加算(市が負担)

事務手数料：1回の利用につき500円加算(市が負担)

＊身体介護あり・なしの判断は、別表、身体介護判定基準を参考に決定する。

利用者負担

生活保護世帯：負担なし

市民税非課税世帯：費用の3%を負担(月額上限は設定しない)

＊平成21年3月までの低所得者軽減策(東京都制度)

市民税課税世帯：費用の10%を負担(月額上限は設定しない)

実費負担の基準

○ガイド中の経費(交通費、入場料などの実費)は、ヘルパー分も利用者の負担とする。

(送りだけでガイドが終了した場合、帰りのヘルパー分の交通費も含む。)

○ガイド中の食事代(自分で注文した分)は、原則、各自が負担。ただし、視覚障害者協会行事等ヘルパーの意思によらず金額が定まっている飲食代については、ヘルパーの負担は1,000円を越えない範囲とし、越えた分は利用者の負担とする。

利用形態

個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる個別支援型とする。

利用基準

- 1 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動支援(外出時の代読、代筆も含む)が必要な場合の利用とする
- 2 原則として1日の範囲で用務を終えることができる利用とする
- 3 経済的活動に係る外出、通学・通所等の通年かつ長期にわたる外出、宗教活動その他社会通念上適用することが適当でないと認められる外出には利用できない。

支給量基準

○社会生活上必要不可欠な外出の支援の他、余暇活動等社会参加のための外出支援というサービスの特性に鑑み、年間単位(4月～3月)で支給量上限を設定する。(ただし、平成20年3月までの試行実施。)
○支給期間は、1年を超えない範囲とし支給決定日から3月31日までとする。年度途中の決定者の支給量は、年間支給時間を月割り換算で算定する。

区分	支給時間上限	
知的障害者(児)		
小学生	年間240時間の範囲内とする	
中学生・高校生	年間260時間の範囲内とする	
成人(18歳以上)	年間300時間の範囲内とする	
視覚障害者	年間600時間の範囲内とする	
精神障害者	月20時間の範囲内とする	必要と認められる期間とする

支給量加算基準

区分	加算の上限時間	加算内容
ひとり親加算	月20時間を上限に加算する	ひとり親家庭で、生計維持のため働かなければならない場合
介護者加算	月20時間を上限に加算する	介護者が障害又は高齢により本人の介護ができない場合
要介護者加算	月10時間を上限に加算する	本人以外に介護を必要とする家族がいる場合
病気等一時加算	必要と認められる期間、月20時間を上限に加算する	介護者が病気等により一時的に本人の介護ができない場合（要診断書）
行動障害加算	月20時間を上限に加算する	別表：行動障害判定基準表による
その他加算	必要と認められる時間	その他やむを得ない事情があると認められる場合

＊上記の加算理由と同じ理由で介護給付が支給決定されている場合は、加算対象としない

指定事業者及び従事者の要件

原則として、障害者自立支援法に規定する居宅介護、行動援護又は重度訪問介護の指定事業者で、かつ市に登録をした事業者とする。

知的

- 知的障害者移動介護従事者養成研修課程を修了した者
- 保健師、看護師、介護福祉士又は居宅介護従事者養成研修課程を修了した者（1級・2級）であって、旧制度のサービスの従事経験がある者若しくはサービス提供責任者が知的障害に対して、必要な知識及び技術を有すると認めた者
（＊3級ヘルパーについても、上記の要件を満たすものとして従事者とみなすことができる。ただし、平成21年3月31日までとする。）
- 旧制度でのサービスの従事経験がある者

視覚

- 視覚障害者移動介護従事者養成研修課程を修了した者
- 旧制度のサービスの従事経験がある者

精神

- 保健師、看護師、介護福祉士、精神保健福祉士、居宅介護従事者養成研修課程を修了した者（1級・2級）であって、サービス提供責任者が精神障害に対して、必要な知識及び技術を有すると認めた者

利用者の登録等

- 事業者は、武蔵野市から地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている利用者が、受給者証を提示して利用の登録を申し出た際には、障害の種別、支給決定期間、身体介護のあり・なし、支給決定時間及び利用者負担割合を確認のうえ、利用者登録又は利用者との契約を行うものとする。

利用者負担の徴収

- 事業者は、利用者の身体介護あり・なしの区分別30分あたりの単価、利用実績時間及び利用者負担割合を確認のうえ、移動支援サービス提供明細書兼実績記録票により、利用者負担の徴収を行う。

事業費等の算定

- 事業費は、利用者の身体介護あり・なしの区分別30分あたりの単価、利用実績時間により各月単位合計額から、上記の利用者負担を差し引いた金額とする。
- 開始時加算は、利用者1人あたり1回の利用につき最初の30分に算定できるものとする。
- 事務手数料は、利用者1人あたり1回の利用につき算定できるものとする。

事業費及び事務手数料の支給

- 事業者は、移動支援事業費請求書に移動支援サービス提供明細書兼実績記録票を添えて、事業費等を市に請求するものとする。
- 市は、上記の請求により事業費及び事務手数料を支給する。

別表

行動障害判定基準表

内 容		1 点	3 点	5 点
1	ひどい自傷	月に1回以上	週に1回以上	1日何度も
2	強い他害	月に1回以上	週に1回以上	1日何度も
3	激しいこだわり	週に1回以上	1日に1・2回	1日何度も
4	激しい物壊し		常時配慮が必要	常時危険を伴う
5	著しい多動		常時配慮が必要	常時危険を伴う
6	排泄介助	一部介助	全介助	
7	車椅子介助	自走できる	自走ができない	
8	てんかん等の発作	月に1回以上	週に1回以上	1日何度も
*身体介護ありの判断基準		上記基準によって過去半年間の状態をチェックし、合計点数5点以上の場合、身体介護ありとする。		
*加算時間の算定基準		1～5の項目に該当する合計点数が3点～9点は5時間、10点～15点は15時間、16点以上は20時間を加算する		

行動障害に関する内容と目安の例示

内 容		目 安 の 例 示
強 度 行 動 障 害 に 関 連 す る 項 目	1 ひどい自傷	血が出る、常に皮膚が腫れ上っているような状況で、制止を必要とするが対応が大変な自傷。
	2 強い他害	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突き、引っかきなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
	3 激しいこだわり	制止しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても動く事を拒みとおすなどの行為で、止めても止めきれないもの。
	4 激しい物壊し	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの。服を何としてでも破ってしまうなど。
	5 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
生 活 上 の 関 連 す る 項 目	6 排せつに介助が必要	適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。身体障害を併せ持つ事により、排せつ行為について全面的な支援を必要とする。衣類まで汚す事が多く、対応が大変。
	7 車椅子での介助が必要	車椅子に乗って外出をするため、移動や交通機関の利用に介助を必要とする。
	8 てんかん等の発作を起こすための対応が必要	頻回にてんかん等の大きな発作を起こす為、常に配慮を必要とする。